

全国統一防火標語

「もういいかい 火を消すまでは まあただだよ」

これから寒くなると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火災が発生しやすい時季を迎える前に、私たち1人ひとりが改めて火災予防について考え、火災の発生を防止し、逃げ遅れなどで命を落としたり、逃げて遅れなどで命を落としたりすることのないよう、「秋季全国火災予防運動」を実施します。

重点目標

① 住宅防火対策の推進

平成23年6月から設置が完全義務化した住宅用火災警報器ですが、制度がスタートした年の前年、平成17年の住宅火災による死者数は1,220人でしたが、平成25年の死者数は997人と200人以上減少しており、住宅用火災警報器を設置することによる一定の効果が現れていると考えられます。

住宅火災で、死者が発生した原因の約56%が逃げ遅れによるもの

です。火災を早期に見出し、逃げ遅れなどによる死傷者を低減させるためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

② 放火火災防止対策の推進

全国で「放火および放火の疑い」による火災は8,786件で、全火災の約2割を占め、依然として高い割合です。そこで、放火火災の防止に向け家庭内や町内会、住民が一体となり、近所の連携を密にし「放火されない環境づくり」に努めましょう。

③ 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

劇場・遊技場・飲食店・物品販売店舗・宿泊施設・病院・老人福祉施設・小規模雑居ビルなどの不特定多数の人や高齢者などが利用する施設では、防火管理体制や避難施設、消防用設備などの維持管理を徹底し、対象物の防火安全に努めましょう。

④ 製品火災発生防止に向けた取組の推進

電気用品、燃焼機器、自動車などの火災の発火源となることが多いため、製品については、適切な使用、維持管理を行い製品火災の未然防止に努めましょう。

⑤ 多数の人が参加する行事に対する火災予防指導などの徹底

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場での露天爆発事故により、死者3人、負傷者56人の痛ましい事故が発生しました。多数の観客などが参加する行事などでは、火災が発生すると被害が甚大となる恐れがあることから、主催者、露店業者などはガソリンやLPガスなどの危険物の取り扱い方法を熟知することはもちろんのこと、火気を使用する機器の安全な設置方法や使用方法を確認し、万が一の火災に備えて消火器などの消火用具を準備しておきましょう。

【問合せ先】

宇和島地区広域事務組合消防本部
予防課 予防係 ☎ 22-75001

全国一斉訓練放送の実施

防災用屋外放送設備と防災ラジオを使用して、訓練放送を行います。今回の訓練放送は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて、全国的に実施されるものです。

○ 緊急地震速報訓練

【とき】 11月5日(水)午前10時ごろ

＜ 訓練放送内容 ＞

「ロ」今から訓練放送を行います。」

（緊急地震速報チャイム音）

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。」

「これで訓練放送を終わります。」

○ Jアラート情報伝達訓練

【とき】 11月28日(金)午前11時ごろ

＜ 訓練放送内容 ＞

「これはテストです。」

※訓練当日に地震が発生した場合や、気象状況により中止する場合があります。

【問合せ先】 危機管理課

☎ 49-7006

⑥ 消火器の適切な維持管理

○消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所などに設置されていないかなど、消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは絶対に使用しないでください。また、エアゾール式簡易消火具の破裂事故などが発生していることから、回収対象の消火具についてはメーカーなどに確認し、安全に処分してください。

○不用になった消火器の廃棄処理(放射、解体など)は、自らのことなく、専門業者に廃棄処理を依頼してください。一般の不燃ごみとして出されても、回収業者は回収しません。

※専門業者などについては、最寄りの消防署にお問い合わせください。



住宅防火命を守る7つのポイント

住宅火災による死者の発生防止対策

3つの習慣

① 寝たばこは、絶対やめる

寝たばこをして眠り始め、手からポロリと布団に落ちると、長い時間くすぶった状態になり、その後発火する危険性があります。寝たばこは絶対にならないようにしましょう。

② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する

ストープは、カーテンや障子などから離れたところで使用し、洗濯物は上方で干さないようにしましょう。

③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

ちよつとだからと言って火をつけたまま用事をしないようにしましょう。離れるときは炎を小さくするだけでなく、必ず火を消してからしましょう。

4つの対策

① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

② 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

③ 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する

④ 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

市役所消防避難訓練

職員および来庁者を対象とする消防避難訓練を行います。当日の来庁者には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

【とき】 11月26日(水) 午前9時30分～10時30分(予定)
※雨天時は12月3日(水)に延期。

【ところ】 市役所

※訓練中は正面南側駐車場が使用できませんのでご注意ください。

【問合せ先】 財政課管財係

☎ 24-11111 内線2439

